

◎新潟県告示第434号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新潟県厚生農業協同組合連合会 中条第二病院	十日町市中条己2941	平成30年3月31日
訪問看護ステーションすまいる	三条市桜木町23-2	平成30年4月30日
林見薬局	糸魚川市大字能生7098番地4	平成30年4月1日
中島医院	燕市吉田堤町3番16号	平成30年3月15日